

1 環境基本計画の策定による環境施策の総合的かつ計画的な推進

(1)環境基本計画策定の経緯

県民の環境意識の高まりや京都議定書の発効等に伴い、資源循環型社会の形成や地球環境の保全といった環境に関する課題には、従来にも増して強力で幅広い対策が求められています。また、環境に関するニーズは多様化しており、環境学習や環境科学研究の充実といった、既存の環境施策以外の新たな施策の展開を促しています。さらに、現在の環境に関する課題の大きさや性質を考えると、その対策は行政のみが担うべきものではなく、民間団体や事業者、一人ひとりの県民とともに取り組むことが適当であり、この取り組みの円滑化のため、各々の役割と各主体間における連携のあり方を明確化しておくことが必要です。

このように、課題への対応策に新規性が求められると、県の環境行政にも新たな枠組みが必要となります。

そこで、県は長期総合計画である「創・甲斐プラン」(平成16年2月策定)において、基本的な5つの政策分野のうち1分野を環境政策とし、政策目標を「環境日本一やまなしの確立」としました。さらに、平成16年4月には、環境施策の理念を示した環境基本条例を施行し、第8条において環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めることとしました。

以上の経過から、県は平成16年度において環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「山梨県環境基本計画」を策定しました(平成17年2月策定)。

県土像実現のための政策分野

- 目指すべき県土像である「誇れる郷土 活力ある山梨」を実現していくため、本県の特性や時代の潮流を踏まえ、県民の暮らしを支える視点に立ちながら、次の5つの政策分野を設定し、諸施策を総合的かつ積極的に展開します。



I 時代を生き抜く力強い産業の振興

経済のグローバル化などを背景とした世界規模での大競争時代の中で、県内産業は、非常に厳しい状況に置かれています。本県経済の発展に向け、時代を生き抜くことができる足腰の強い産業の振興を図ります。



II 環境日本一やまなしの確立

本県では、これまで「環境首都」を掲げ、豊かな自然の保全を図り、良好な環境の維持に努めてきました。こうした理念を継承しながら、全国から「環境日本一」と評価される山梨を築きあげ、次代へと引き継いでいきます。



III 明日を拓く人づくり・文化づくりの展開

本県が着実に発展を遂げていくためには、人を財産ととらえ、優れた「人材」の育成を図るとともに、地域文化の振興に向けた取り組みを進めることが重要です。山梨の明るい未来に向け、人づくり・文化づくりを積極的に展開します。



IV 安心・安全に暮らせる社会の形成

県民一人ひとりが幸せを実感する上で、「安心・安全」は最も重要な条件です。安心して子どもを生育せられ、誰もが健康でいきいきと暮らせる社会、犯罪や自然災害などに対する備えが整った安全な社会の形成に努めます。



V 快適な生活と活発な交流を支える基盤の充実

県民の生活を、より快適なものとするため、日常生活に密着した道路や下水道などの社会基盤の整備促進を図るとともに、経済や文化の交流が一層活発に展開されるよう、広域高速交通網や高度情報通信ネットワーク等を形成します。

創・甲斐プラン 21 より

(2)環境基本計画の内容

環境基本計画の位置付け、目標年次

環境基本計画は、創・甲斐プラン21の環境部門計画とし、目標年次は同プランと同じく平成25年度としました。部門計画とはいえ環境施策は幅が広く、森林環境部の施策以外にも、観光、教育、環境関連融資、公共事業や農業分野における環境への配慮といったように、全庁的な取り組みを総合したものであり、部門計画の中では最大級のものとなっています。

4つの目指すべき方向

環境の現状やニーズをふまえ、計画の目指すべき方向を次のとおり決めました。

・資源循環型社会の実現

過剰な資源消費を抑え、限りある資源の循環的な利用を基調とする社会の実現を目指す。

・人と自然との共生

自然の持つ豊かな恵みを次世代に継承するため、自然との共生を目指す。

・快適な生活環境の確立

環境汚染のない社会、心を豊かにする緑や水辺、景観さらに歴史的・文化的遺産の保全により得られる潤いのある快適な生活環境の確立を目指す。

・地球環境の保全

顕在化した地球温暖化等の地球環境に関する課題、地球環境への環境負荷について認識し、足元である県から地球環境の保全を目指す。

県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割

4つの目指すべき方向の達成のため、県民、民間団体、事業者、市町村及び県について、各主体がどのような役割を果たすことが望ましいのかを明らかにしました。

・県民

日常生活がどのような環境への負荷を与えるのかを知り、自らできることを考え、負荷の低減に努めましょう。

地域の環境活動に参加するなど、地域に根ざした活動の輪を広げましょう。

・民間団体

環境保全活動の様々なノウハウを持つ民間団体は、今後、その役割がますます重要になります。

地域の環境保全活動の中心的役割を果たすとともに、各主体と連携しネットワークを広げるなど、活動の幅のさらなる広がりが期待されます。

・事業者

事業活動に伴い生じる公害を防止し、自然環境への影響に十分に配慮する責任があります。

資源循環型社会の実現に向け、製造・販売を行う事業者の企業市民としての役割は非常に重要です。

企業の社会的責任(CSR)の考え方にに基づき、各主体と連携した地域の環境保全活動への参加が期待されます。

・市町村

各主体と連携のもと、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全・創造の取り組みが期待されます。

地域住民の環境保全意識の向上、活動の促進など、環境教育・環境学習の推進が期待されます。

グリーン購入や環境マネジメントの導入、公共事業の環境配慮など、市町村自らの事業活動による環境への負荷の低減が期待されます。

・県

県は、本計画の目標達成に向け施策を確実に推進します。

県自ら事業者であり消費者である立場から、公共事業や事業活動による環境への負荷の低減や、庁舎・公共施設での環境配慮など、率先して環境への負荷の低減に取り組みます。

県民・民間団体・事業者・市町村と連携して施策を進めるとともに、環境教育・環境学習、環境情報の提供、各主体の取り組みの支援により、各主体の自主的取り組みを促進します。

環境の保全と創造のための施策

本県の環境の現状や環境保全審議会における審議やパブリックコメント等を踏まえ、基本的な施策として8分野(25項目)を定め、現状と課題さらに施策の方向を示しました。

ア 基本的な施策

8分野の基本的な施策としては、循環型社会システムの確立や大気・水質の保全といった施策のほか、環境教育・学習の推進や県民や民間団体及び事業者の自発的な環境活動の促進といった、今日的な環境施策を掲げたことが特徴です。



イ 重点的に取り組む施策

基本的な施策に加え、本県の自然特性等を踏まえた施策、環境に関する重要課題、国際社会の一員として取り組むべき施策として6分野(15項目)を重点的に取り組む施策としました。

本県の自然特性等を踏まえた施策とは、富士山の環境保全対策の推進、県土の約78%を占め、水源涵養・二酸化炭素吸収機能等の多面的な機能を有する森林緑地の保全等の推進、水環境の保全、環境保全型農業の推進であり、環境基本条例においても重要施策とされているものです。

本県における環境施策の重要課題に関するものとしては、廃棄物の発生抑制等の推進を掲げ、廃棄物の発生抑制等に関する役割や取り組み等を明確にするとともに、公共関与による廃棄物最終処分場の確保、不法投棄対策等の推進に関する施策を示しました。

さらに、国際社会の一員として取り組むべき施策としては、京都議定書が発効し、世界が地球温暖化対策に向けた新たな一步を踏み出したことに鑑み、本県も国際社会の一員として、地球温暖化対策を積極的に推進していくため、地球温暖化対策の推進を重点的に取り組む施策に位置づけました。いずれも、本県独自の視点により環境施策の方向を明らかにしたものです。

<p>【重点1】富士山の環境保全対策の推進 多様な自然環境の保全 優れた景観の保全</p>	<p>【重点4】環境の保全に資する農業の促進 環境保全型農業の促進 美しい農村づくりの促進</p>
<p>【重点2】森林・緑地の保全等の推進 森林の多面的機能の発揮の促進 森林環境教育の推進 緑化の推進 ふれあいの機会の提供</p>	<p>【重点5】廃棄物等の発生抑制等の推進 発生抑制等に関する役割や取り組みの明確化 公共関与による廃棄物最終処分場の確保 不法投棄対策等の推進</p>
<p>【重点3】水環境の保全等の推進 水資源の保護・活用 水辺環境の整備 ふれあいの機会の提供</p>	<p>【重点6】地球温暖化対策の推進 京都議定書の発効に伴う地球温暖化対策の推進</p>

ウ 環境指標

環境指標は、施策目標の具体化のため設定するものですが、項目数を前計画(「環境首都・山梨」づくりプラン)の40項目から57項目と大幅に増やしたほか、施策の推進状況を客観的に把握することができるよう、ほとんどの項目を数値目標として設定しています。

環境指標

	指標の項目	環境基本計画記載の現状値	目標値
1	一般廃棄物総排出量	329千t(H13)	312千t(H23)
2	県民1人1日当たりごみ排出量	1,014g(H13)	937g/日(H23)
3	一般廃棄物リサイクル率	15.5%(H13)	28%(H23)
4	産業廃棄物総排出量	1,913千t(H10)	1,913千t(H23)
5	産業廃棄物再生利用量	799千t(H10)	918千t(H23)
6	産業廃棄物最終処分量	367千t(H10)	134千t(H23)
7	自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	3,650ha(H15)	3,650ha
8	鳥獣保護区等指定面積	77,227ha(H15)	77,662ha(H18)
9	自然監視員委嘱数	216人(H16)	250人
10	山岳レインジャーの延べ人数	462人(H16)	462人
11	緑サポーター登録者数	60人(H15)	360人
12	自然公園等利用者数	3,381万人(H14)	3,653万人
13	「森林文化の森」パートナー数	5団体(H15)	15団体
14	富士山山小屋トイレ整備率	33.3%(H15)	100%
15	河川水辺環境整備箇所数	67箇所(H15)	90箇所
16	大気汚染に係る環境基準達成率 短:短期的評価 長:長期的評価	二酸化硫黄(長)100%(H15)	100%
17		一酸化窒素(長)100%(H15)	100%
18		浮遊粒子状物質(長)100%(H15)	100%
19		二酸化窒素(長)100%(H15)	100%
20		光化学オキシダント(短)0%(H15)	達成率の向上を図ります。
21	低公害車導入台数(軽自動車を除く。)	49,940台(H15)国土交通省「低公害車都道府県別保有台数調査」	増やす。
22	エコドライブ宣言車両率	12.3%(H15)	16%
23	水質汚濁に係る環境基準達成率	河川(BOD):81.8%(H15)	100%
24		湖沼(COD):60.0%(H15)	100%
25	生活排水クリーン処理率	63.9%(H15)	82%(H22)
26	ダイオキシン類に係る環境基準達成率	100%(H15)	100%
27	自動車騒音に係る環境基準達成率(昼夜間とも基準値以下)	(面的評価)73.6%(H15)	達成率の向上を図ります。
28	電線類地中化延長	38.1km(H15)	78km
29	国県指定文化財数	638件(H15)	688件
30	市街地の人口1人当たりの身近な公園の整備面積	1.7㎡(H15)	2.0㎡
31	「緑の教室」受講者数	641人(H15)	1,000人
32	温室効果ガス総排出量	7,424千t-CO2(H12)	6,189千t-CO2(H22)
33	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	656千t-CO2(H14)	864千t-CO2(H22)
34	環境科学研究所における環境学習プログラム参加者数	18,547人/年(H15)	19,000人/年(H18)
35	やまなし森の教室参加人数	10,000人/年間(H15)	20,000人/年間
36	学校林活動実施校数	23校(H14)	46校
37	親子エコスクール参加者数	40人(H16)	40人
38	環境科学研究所による学習指導者派遣回数	11回(H15)	15回
39	山梨環境科学カレッジ修了者数	24人(H15)	24人
40	環境アドバイザー派遣回数	40回(H16)	40回
41	環境美化活動参加者数	370,647人(H14)	400,000人
42	土木施設環境ボランティア数	20団体(H15)	50団体
43	人口10万人当たりのNPO法人数	10.6法人(H15)	40法人
44	森林ボランティア団体数	18団体(H15)	50団体
45	環境科学研究所来館者数	46,266人/年(H15)	50,000人/年
46	環境センター利用者数	13,671人/年(H15)	19,000人/年
47	環境科学研究所における図書等貸出数	図書 2,442冊(H15) ビデオ 679本(H15)	図書 2,900冊 ビデオ 760本
48	やまなしの環境アクセス数		12,000件/年
49	環境科学研究所研究テーマ数	27テーマ(H16)	27テーマ
50	環境研フォーラム、国際シンポジウム参加者数	130人(H16)	130人
51	富士山周辺の環境美化活動参加者数	29,000人/年(H15)	30,000人/年(H18)
52	富士山スバルラインのマイカー利用率	43%(H15)	前年より低くなる。
53	富士五湖の水質汚濁に係る環境基準達成率	60%(H15)	100%
54	新規林業就業者数	41人(H15)	50人
55	水源の森づくり面積(育成複層林面積)	8,000ha(総数)(H15)	17,000ha(総数)
56	エコファーマー認定者数	2,080人(H15)	4,000人
57	甲斐のこだわり環境農産物認証産件数	22件(H15)	100件

印「創・甲斐プラン21」の指標を引用